

東広島市農業委員会令和2年5月（第5回）総会議事録

- 1 開催日時 令和2年5月29日(木) 午前9時30分から11時00分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館8階 全員協議会室
- 3 出席委員 23人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	小倉亜紗美	3	長原毅
4	清水寿昭	5	森原敏昭	6	岡本義則
7	古本啓之	8	脇坂俊之	9	原茂正
10	台川洋子	11	杉本源藏	12	加栗建男
13	窪田恒治	15	田辺寿孝	16	黒川克輝
17	小池智慧登	18	古川国昭	19	在間千鳥
20	瀬戸則昭	21	岡土居正弘	22	住井正美
23	木原省五	24	立川万里子		

- 4 欠席委員 1人

番号	氏名
14	佐伯隆弘

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 16番 黒川 克輝 委員 17番 小池 智慧登 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第 26 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 28 号 「令和元年度東広島市農業委員会活動の点検・評価及び令和 2 年度東広島市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について

議案第 29 号 農地法関係事務処理要領の一部改正について

(5) 報告

- 報告第 15 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 16 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 17 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第 18 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について

(6) その他

- (1) 下限面積（別段面積）の見直しについて
- (2) 東広島市農業委員会活動記録について
- (3) 農業委員の表彰について

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己
局長補佐	大 下 宏 治
農地保全係長	定 井 芳 紀
農地係主査	津 山 隆 之
農地係主任	和 田 麻依子
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄

議 長	<p>それでは、これより5月総会を開会いたします。</p> <p>着席のまま議事進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>在任委員数24人中23人のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定によりまして、16番の黒川委員さん、17番の小池委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、令和2年5月29日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>< 異議なし ></p>
議 長	<p>それでは、会期は令和2年5月29日1日限りといたします。</p> <p>それでは、これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
和田主任	<p>事務局、和田です。</p> <p>それでは、総会議案の1ページをご覧ください。</p> <p>議案第25号について説明いたします。</p> <p>今月は8件の申請がありました。内訳は4ページをご覧ください。</p> <p>田24筆、18,539㎡、畑1筆、487㎡、合計25筆、19,026㎡です。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、49-1について説明します。</p> <p>親子間の贈与のため所有権を移転するものです。受け人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、50-2でございます。</p> <p>経営規模拡大のため所有権を移転するものです。受け人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、51-3でございます。</p> <p>新規就農により所有権を移転するものです。受け人は現在●●歳で、運送業を営んでおられます。農業に関心があり、果樹、野菜の栽培及び販売をしたいとの思いから、新規就農するものです。申請地には、ユズ、クリ、柿などの果樹やナス、キュウリなどの野菜を作付する予定で、果樹栽培の技術習得については、造園業を営む知人から教わり技術向上を目指すものです。受け人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、52-4でございます。</p> <p>自宅近くで耕作便利のため所有権を移転するものです。受け人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、53-5でございます。</p> <p>自宅近くで耕作便利のため所有権を移転するものです。受け人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、耕作面積は今回の申請により3,298㎡となり、東広島市の下限面積を満たします。</p> <p>続いて、54-6でございます。</p> <p>経営規模拡大のため所有権を移転するものです。受け人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、55-7でございます。</p> <p>経営規模拡大のため所有権を移転するものです。受け人は3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、56-8でございます。</p> <p>経営規模拡大のため所有権を移転するものです。受け人は72名で構成する農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上の8件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p>

和田主任	以上で説明を終わります。
議長	只今、事務局から説明がございました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いしたいと思います。 ございませんか。
	< なし >
議長	それでは、これより質疑に入りますが、議案第25号の事案のうち、3ページの54-6については、黒川委員さんが関係者となっております。農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当いたします。関係者分を先に審議することといたしますので、黒川委員さんにおかれましては、審議の間、退室をお願いいたします。
	< 黒川克輝委員、退室 >
議長	それでは、議案第25号の事案のうち、関係者分について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いします。 よろしいですか。
	< なし >
議長	ないようでございますので、採決に入ります。 議案第25号の事案のうち、関係者分について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	それでは、続きまして議案の事案のうち、先ほど許可することに決定した事案以外について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いします。 ありませんか。
	< なし >
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の事案のうち、関係者分以外について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定をいたします。 次に、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
大下局長補佐	事務局、大下。 議案の6ページをお願いいたします。 議案第26号でございます。 内容につきましては、着席にて説明をさせていただきます。 今月は5件の申請がございました。 まず、申請番号10-1は、墓地及び駐車場への転用事案でございます。 申請地の裏山にあります申請者の墓地は、樹木が茂り、墓石を倒す状況にあることなどから、管理の容易な申請地に合同墓を移転するため転用申請をなされたものでございます。また、本申請地は第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定いたします周辺地域において居住する者の日常生活上に必要な施設で、集落に接続して設置されるものとしたしまして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、墓地埋葬等に関する法律に基づく許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。 続きまして、11-2、墓地への転用事案でございます。 申請者は、居住する住宅の隣地に新たに墓地を設置するため、第2種農地の本申請地に転用申請をなされたものでございます。なお、墓地埋葬等に関する法律に基づく許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。 続きまして、12-3と13-4につきましては、申請者は異なりますが、隣接する農地の同一目的の転用案件でございますので、一括して説明をさせていただきたいと思っております。 いずれも農地改良のための一時転用事案でございます。申請地は、高低差がある申請地でございますので、盛り土によるかさ上げを行って高低差を解消して作業効率の向上を図るた

大 下 局 長 補 佐	<p>めに許可後の1年間、一時転用をしようとするものでございます。本申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地であり、本件は農地法施行令第4条第1項第1号に規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域内の農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、土砂埋立行為の許可につきましては、担当部局に事前協議書が提出をされております。</p> <p>最後に、14-5は太陽光発電設備への転用事案でございます。</p> <p>隣接する山林と併用して太陽光発電設備を設置するために第2種農地の本申請地に転用申請をなされたものでございます。また、本申請地におきましては、既に土地の造成に着手がされておりまして、申請者に始末書を提出させて、法令に基づく適正な手続をするように指導をしております。なお、送電ケーブルの設置に伴う道路占用の許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がございました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いしたいと思います。</p>
杉 本 委 員	<p>1番の杉本です。11-2の墓地の申請について、現地等を見ましたが、現状は畑のようです。それとこの申請地の隣接は宅地が密集していますが、墓地埋葬等に関する法律に基づく許可につきましては、先ほどの事務局説明のとおり担当部局に申請書が提出されていることを報告させていただきます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>そのほかございますか。</p>
	< なし >
議 長	<p>それでは、議案第26号について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
台 川 委 員	<p>10番台川です。</p> <p>12-3の農地改良の件ですが、これは一時転用の期間が1年間ですが、その後はどうされるのですか。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>一時転用完了後は盛り土によって1面の田に戻されるというふうに伺っております。</p>
台 川 委 員	<p>このあと農地として利用されるのですか。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>はい、農地として利用を引き続きされていくということでございます。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>そのほかございませんか。</p>
長 原 委 員	<p>3番長原です。11-2ですが、転用面積は幾らになるのですか。295㎡、括弧の9.9㎡のどちらですか。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>土地の面積は295㎡ありますが、そのうちの墓地部分が9.9㎡の転用でございます。</p>
長 原 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>そのほかございませんか。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようでございますので、採決に入ります。</p> <p>議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、今回の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象外のため、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」は許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

津山主査	<p>事務局、津山です。</p> <p>それでは、総会議案の8ページをご覧ください。</p> <p>議案第27号について説明します。</p> <p>今月は29件の申請がありました。内訳につきましては、総会議案の16ページに記載のとおりです。</p> <p>今月も、会議時間短縮のため、なるべく一括して説明できる案件はまとめて説明申し上げます。なお、農振農用地や第1種農地であり不許可の例外に該当する案件については例月どおり説明申し上げます。</p> <p>それでは、内容については座って説明させていただきます。</p> <p>114-1について説明します。</p> <p>第2種農地における一般住宅及び駐車場への転用事案です。内容は、議案のとおりです。</p> <p>115-2について説明します。</p> <p>第2種農地における太陽光発電設備への転用事案です。内容は、議案のとおりです。</p> <p>116-3について説明します。</p> <p>第2種農地における資材置場への転用事案です。内容は、議案のとおりです。</p> <p>117-4について説明します。</p> <p>第1種農地における一般住宅及び車庫への転用事案です。受人は●●に居住されています。現在、借家に居住されていますが、このたび実家に近接する本申請地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は●●の北1,000mに位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、118-5から122-9について一括して説明します。</p> <p>第2種農地における5つの太陽光発電設備への転用事案です。内容は、議案のとおりです。</p> <p>続いて、123-10について説明します。</p> <p>第1種農地における一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。現在、実家に居住されていますが、このたび実家に近接する本申請地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南東800mに位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、124-11から126-13について同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>第2種農地における駐車場への転用事案です。内容は、議案のとおりです。</p> <p>続いて、127-14、128-15について一括して説明します。</p> <p>第2種農地における2つの太陽光発電設備への転用事案です。内容は、議案のとおりです。</p> <p>続いて、129-16について説明します。</p> <p>第2種農地における建売住宅及び駐車場への転用事案です。内容は、議案のとおりです。</p> <p>続いて、130-17から132-19は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>第2種農地における建売住宅及び共同住宅への転用事案です。内容は、議案のとおりです。</p> <p>続いて、133-20から138-25について一括して説明します。</p> <p>第2種農地または第3種農地における6つの太陽光発電設備への転用事案です。内容は、議案のとおりです。</p> <p>続いて、139-26と140-27は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>第2種農地における資材置場への転用事案です。内容は、議案のとおりです。</p> <p>141-28と142-29は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>第1種農地における駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、自動車整備業を営む会社です。このたび、自動車の修理依頼台数の増加に伴う新たな駐車場の整備を行い、あわせて引き取り搬送用の大型車両も増台計画であることから、事業場に隣接する本申請地</p>
------	--

津山主査	<p>を駐車場として転用しようとするものです。申請地は、●●の南西780mに位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第35条第5号既存施設の拡張による第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、土砂埋立行為事前協議書については、担当部局に提出されています。また、農振農用地からは平成30年11月12日付で除外済です。</p> <p>以上の29件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。上程議案中、番号133-20、134-21については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、あわせてご審議をお願いします。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がございました。</p> <p>担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いしたいと思います。</p> <p>ございませんか。</p>
	< なし >
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>よろしいですか。</p>
	< なし >
住井委員	<p>22番住井です。農地の転用面積と太陽光発電パネルの枚数の関係が良く分からないのですが、面積と太陽光の適正枚数はきちんと調べておられるのですか。</p>
津山主査	<p>パネルの枚数につきましては案件ごとに枚数が異なるわけですが、面積とパネルの枚数、それからパネルのサイズも大小ございますので、一応その辺は過大な転用にならないということは計算して判断をしております。今月につきましても適正な面積ということで支障が無いと判断をして上程しております。</p>
住井委員	<p>太陽光パネルの設置について地元から苦情とかは出てきていませんか。</p>
津山主査	<p>太陽光事業についての苦情が農業委員会事務局のほうへ全て上がってきているのかどうかはちょっと分からないのですが、地元のほうから特に何か要望が上がってきていることは、当委員会事務局のほうでは把握してるものはありません。</p>
住井委員	<p>はい、わかりました。</p>
議長	<p>その他ご質問ございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p>
	< なし >
議長	<p>それでは、ご意見がないようですので、採決に入らせていただきます。</p> <p>議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、13ページの133-20及び14ページの134-21については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外についてはこの総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、133-20、134-21については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第28号「令和元年度東広島市農業委員会活動の点検・評価及び令和2年度東広島市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

<p>定井農地 保全係長</p>	<p>事務局、定井。 それでは、議案第28号「令和元年度東広島市農業委員会活動の点検・評価及び令和2年度東広島市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について」ご説明を申し上げます。 説明は座ってさせていただきます。 まず、別紙1の令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と記載のある資料をご覧ください。 資料の1ページでございます。 1、農業委員会の状況でございますけれども、農業の概要や農業委員会の現在の体制について令和元年6月1日時点での状況を記載しております。 2ページをご覧ください。 担い手への農地の利用集積、集約化について現状と課題、それから昨年度の目標とそれに対する実績を記載しており、達成状況は95%となっております。3の目標の達成に向けた活動でございますけれども、活動の実績といたしまして農地情報の収集、それから担い手への情報提供等について記載をしております。4、目標及び活動に対する評価でございますが、農地情報の収集に重点を置きつつ中間管理機構等も活用しながら、引き続き集積率の向上に努めることなどについて記載をしております。 3ページをご覧ください。 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、1に現状及び課題について記載をし、2に令和元年度の目標と実績を記載しております。ともに目標を上回った結果となっております。3の目標の達成に向けた活動でございますが、令和元年度の活動計画に記載した計画について、その実績として委員さんの現場活動や新規就農者への相談活動などについて記載をしております。4、目標及び活動に対する評価につきましては、新規就農希望者へ提供する農地情報のさらなる収集の必要性などについて記載をしております。 4ページをご覧ください。 遊休農地に関する措置に関する評価でございます。理論、目標及び実績ですが、令和元年度の遊休農地は前年度より約0.7ha増加という結果となっております。目標の達成はできていない状況となっております。3の目標達成に向けた活動ですが、こちらは昨年度実施いたしました利用状況調査や利用意向調査における実績等を記載しております。これらの活動に対する評価につきましては、4の目標及び活動に対する評価に記載したとおりでございます。 次に、5ページをご覧ください。 違反転用への適正な対応についてでございますが、違反転用につきましては事案の解消には至っておりませんが、今後も関係機関等と連携して対応していく必要があると考えております。 次に、6ページをご覧ください。 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございますが、農地法第3条に基づく許可事務や農地転用に関する事務処理につきまして、昨年度における処理件数や実施状況等を記載をしております。 7ページをご覧ください。 3番の農地所有適格法人からの報告への対応でございますが、農地所有適格法人から毎年事業状況等についてご報告いただくことになっておりまして、令和元年度の提出状況を記載しております。4、情報の提供等についてですが、賃借料情報、農地の権利移動等及び農地台帳の整備状況等について記載をしております。 最後に、8ページをご覧ください。 地域農業者等からの主な要望、意見及び処理内容でございますが、農地利用最適化等に関する事務につきまして、主に新規就農希望者から農地のあっせん、紹介等のご相談をいただくことがございますので、農地の借り手紹介依頼書等について記載をしております。最後に、事務の実施状況の公表でございますが、必要事項を市のホームページにて公表しておりますので、その旨を記載しております。 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての説明は以上でございます。</p>
----------------------	---

定井農地 保全係長	<p>続きまして、令和2年度東広島市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画についてご説明申し上げます。</p> <p>別紙2、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画と記載のある資料をご覧ください。</p> <p>1ページでございます。</p> <p>農業委員会の状況についてですが、農家、農地等の概要や農業委員会の体制について今年の4月1日現在の状況を記載しております。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>担い手への農地の利用集積、集約化でございます。</p> <p>1に今年の3月現在の現状等を記載し、2の目標及び活動計画では集積率1%向上を目標として、その目標を達成するための計画等を記載しております。次の3、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが、1、現状及び課題について、新規参入の状況欄には過去3年間の状況を記載しており、課題につきましては関係機関との効果的な連携のほか、受け入れ態勢づくりや最適な農地情報等の提供といったものを上げさせていただいております。2の令和2年度の目標及び活動計画についてですが、目標は新規就農者の受け入れを主に担当しております園芸センターと調整し記載をしております。活動計画には、農地情報の収集及び提供のほか、関係機関と連携して補助制度等の情報提供を行っていく旨を記載しております。</p> <p>3ページでございます。</p> <p>遊休農地に関する措置についてですが、1に現状及び課題を記載し、2に目標及び活動計画を記載しております。目標につきましては、遊休農地を発生させない遊休農地化の防止という考えに基づいて記載をし、活動計画につきましては、農地利用状況調査、意向調査の今年度の計画を記載しております。</p> <p>次に、違反転用への適正な対応についてですが、現状については記載のとおりでございます。活動計画といたしましては、違反転用の早期発見等のほか、市の関係部署と連携した指導などを行うことを記載しております。</p> <p>令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>何か委員の皆様方からご意見がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ご質問もないようでございますので、採決に入ります。</p> <p>議案第28号「令和元年度東広島市農業委員会活動の点検・評価及び令和2年度東広島市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について、本総会において決定することに賛成の方は挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成でございますので、議案第28号「令和元年度東広島市農業委員会活動の点検・評価及び令和2年度東広島市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について、本総会において決定することにし、市ホームページより公表することといたします。</p> <p>次に、議案第29号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>事務局、大下。</p> <p>続きまして、議案第29号農地法関係事務処理要領の一部改正につきまして説明を申し上げます。</p> <p>19ページをお願いいたします。</p> <p>着席にて説明させていただきます。</p> <p>本委員会の農地法関係事務処理要領につきましては、許可事務を県内他市町と統一行的に行うため、広島県の農地法関係事務処理ガイドラインをもとに作成をしております。このたび、広島県のガイドラインが改正され、本年4月1日から適用されましたことに伴い、本委員会の事務処理要領を改正しようとするものでございます。</p>

大 下 局 長 補 佐	<p>まず、第1部、本文と主な改正内容でございます。</p> <p>1点目といたしまして、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部が改正され、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に特化されたことに伴いまして、農地利用集積円滑化団体の記述を削除するものでございます。</p> <p>2点目といたしまして、農地法第4条及び第5条の転用許可申請を審査する場合に従前の第1種農地に加えて、第2種農地の転用事案におきましても周辺の土地での代替性の検討を行うこととするものでございます。</p> <p>次の3点目といたしまして、付加面積が2,000㎡を超える事案など一定の要件に該当する場合に提出を求めておりました工事の進捗状況報告及び完了報告につきまして、全ての転用事案について提出をさせることとするものでございます。</p> <p>4点目といたしまして、農地所有適格法人以外の法人等の転移の部分を詳細に記述し、明確化を図るというものでございます。</p> <p>次に、第2部、審査基準の主な改正内容でございますが、農地区域内における営農型発電設備の転用事案につきまして、農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者または認定農業者になることが見込まれる者などが営農型発電設備への一時転用を行う場合には、その一時的な利用期間を10年とするものでございます。なお、別冊といたしまして農地関係事務処理要領の新旧対照表を作成しておりますので、ご確認いただきたいと思います。ご議決をいただきましたら、改正後の事務処理要領は本日からの適用といたしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>それでは、ご質問ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第29号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」は議案のとおり、広島県の農地法関係事務処理ガイドラインを準用して改正することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第29号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」は議案のとおり改正することに決定をいたします。</p> <p>続いて、日程第4の報告に入ります。</p> <p>報告第15号から報告第18号について、事務局の説明を求めます。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>事務局、大下。</p> <p>では、本日の報告事項、報告第15号から報告第18号について説明、報告申し上げます。</p> <p>報告第15号につきましては、農地法第4条第1項第8条の規定による市街化区域内の農地転用の届け出につきまして3件受理しております。</p> <p>続きまして、報告事項の第16号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届け出につきましては7件受理しております。</p> <p>続きまして、報告第17号、法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答につきまして、地区担当委員さんと現地調査の上、合計21筆について全て非農地という回答をいたしております。</p> <p>続きまして、報告第18号、農業用施設届け出の受理につきまして2件受理しております。</p> <p>報告については以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、日程第5のその他に入ります。</p> <p>1番は、下限面積の見直しについてでございます。</p> <p>これは、市街化区域を含め別段面積の見直し等について、前回の4月総会終了後に開催されました農業振興委員会にて協議検討されたものでございます。</p> <p>それでは、農業振興委員会の古川委員長さんからご報告をお願いいたします。</p>
古川委員	<p>それでは、市街化区域を含め別段面積の見直し等について、農業振興委員会で検討した結果を報告させていただきます。</p>

古川委員	<p>まず、本市の別段面積の設定根拠でございますが、農地法施行規則第17条第2項の規定をもとに、遊休農地が相当程度存在している地域の遊休農地を解消すること及び新規就農者をその地域に確保することなどを目的として、現在30 a に設定しております。このことを踏まえて本市の市街化区域における状況を見ますと、遊休農地は全体の0.02%に満たない状況で、1つ、遊休農地が相当程度存在する区域とまでは言えない状況であることや、2、市街化区域内の土地は農地も含め、市街地の形成を図る土地利用すべき地域であること。さらに、市街化区域内における3条申請はほとんどない状況であることなどから、市街化区域については現行の別段面積30 a を維持すべきであるという結果になりました。また、その他の地域の別段面積については、検討に必要な農林業センサスのデータなどが古くなっていることから、今後の農地パトロールによる遊休農地の状況と農林業センサスの新しい調査結果とあわせて検討すべきであるという結果となりました。</p> <p>以上が報告でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>農業振興委員会の委員の皆様には、ご多忙の中ご検討いただきましてありがとうございました。</p> <p>先ほど委員長のほうから説明がございましたように、まず1点、市街化区域における下限の面積の現行の30 a とする。2点目は、その他の地域については今後の遊休農地の状況と同時に農林業センサスの結果を基に検討するという事です。この2点についてご意見ございましたらお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>それでは、まず先ほど申しました1点、市街化区域における下限面積は現行の30 a とする。2点目、その他の意見については今後の遊休農地の状況と農林業センサスの結果を基に検討するという事でよろしゅうございますか。</p>
	< 異議なし >
議長	<p>それでは、そのようにさせていただきます。</p> <p>続いて、事務局からのその他、報告の(2)、(3)について報告をお願いします。</p>
議長	では事務局から何かありますか。
本越事務局長	<p>本越です。</p> <p>私からは、東広島市農業委員会活動記録についてご報告いたします。</p> <p>本日、活動記録をお配りしております。この東広島市農業委員会活動記録は、任期終了時に3年間の活動をまとめたものとして今回で5回目の作成となります。</p> <p>内容につきましては、後ほどご覧いただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
定井農地保全係長	<p>事務局定井です。</p> <p>それでは、農業委員さんの表彰についてでございます。</p> <p>お配りしております資料でございますけれども、広島県農業会議から令和2年度の表彰者の決定について通知がありましたのでご報告を述べさせていただきます。</p> <p>これは、地域農業の振興等に委員功績があった農業委員さんや農地利用最適化推進委員さんなどを表彰するもので3年ごとに行われております。表彰としては、全国の農業会議所の会長表彰と広島県農業会議の会長表彰の2つがございます。本市の農業委員会における表彰者の委員さんは2枚目、3枚目に記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。なお、広島県農業会議の会長表彰につきましては、在職期間が9年以上、全国農業会議所の会長表彰につきましては在職期間18年以上が対象となっております。表彰式の授与式でございますけれども、6月下旬に予定されておりましたけれども、新型コロナウイルスの影響等により中止となっており、表彰状の伝達につきましては後日連絡があるとのことです。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議長	<p>委員の皆様方には大変長時間にわたりましてご審議まことにご苦労さまでございました。</p> <p>それでは、森原会長職務代理さんのほうから次回の総会について報告をお願いしたいと思います。</p>

<p>森原会長 職務代理</p>	<p>それでは、次回6月総会ですが、6月30日火曜日10時から予定しておりますので、引き続き委員に就任される方はご出席のほうお願いいたします。</p> <p>また、なお6月からは新しい任期が始まります。引き続き委員に就任される方については、案内が届いていると思います。6月2日13時30分から辞令交付式並びに初総会が予定されておりますので、そちらもあわせてご出席いただきますようお願いいたします。会場は広島中央農協会議棟でございます。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>続きまして、私のほうから一言個人的にお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>在籍24年ちょっとになるとは思います、農業委員としての活動をしてまいりましたがこのたび任期満了に伴いまして新しく若い方と交代させていただきます。私同様に引き続き皆様のご指導、ご鞭撻のほどをよろしくをお願いいたしまして、甚だ簡単ですが私の任期満了に伴う退職の挨拶とさせていただきます。皆さん、ありがとうございました。（拍手）</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、先ほど古川委員さんのほうからのお話いただきましたので、退任に当たり挨拶をさせていただこうと思います。平成28年4月に改正農業委員会法が施行されたわけですが、現在全国の各市町の約7割の農業委員会の委員が2期目を迎えることになっております。本市も5月末にて委員の皆様と3年間の任期を全うさせていただいたということでございます。その内訳、ちょっと申し上げさせていただきますと、新旧交代の委員さんの内訳を申しますと、農業委員さんは24名中7名の方の交代がございます。内訳ですが、4名は推進委員の皆様方、過去経験されておられる方ということでございます。それから、推進委員の方は59名中15名の新旧交代でございますけども、これは1名が農業委員さんが推進委員、また4名が推進委員の経験をお持ちの方でございます。それから、そのうち女性の農業委員さんは4名、女性推進委員さんが5名と9名の今度新しい体制になろうかと思っております。</p> <p>6月から新旧委員の交代になりますが、過去3年間の経験を次に引き継いでいくことが重要であろうかと考えております。新しく委員になられる方に現委員の皆様方の3カ年の貴重な体験、活動及び情報等、委員長、委員さんに率先して引き継ぎ、またご支援を継続してお願いしたいと思います。これまで世界はグローバル化が進んでおりましたが今回のコロナ禍によりまして一瞬にして変わってまいりました。世界中が大混乱して、各国は国境を封鎖と。その上で工業製品とか生産部品及び食料品等が輸入できなくなり国民に甚大な影響が出てきております。この状況が続けば、食料の自給も保障の限りではございません。食料危機の恐怖が迫っていることも考えられます。近々の農業施策では農業委員会、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんが地域活動、地域の環境団体と連携しながら活動することが期待されており、最も重要と言われております。次期農業委員さんと農業委員会のますますのこれからのご発展と一日も早いウイルス感染の終息を願ってご挨拶とさせていただきます。</p> <p>恐れ入りますが、今回交代されます7名の方、ご起立をお願いします。</p> <p>佐伯委員さんが欠席されておられますが本当に長い間お世話になりました。この3年間いろいろご指導いただきましてまことにありがとうございます。また、次回につながる委員の皆様方にもいろいろご指導いただき、またご協力を賜りましてまことにありがとうございました。また退任されます委員さんにおかれましては今後ともご健勝にて益々ご活躍されますことを祈念します。（拍手）</p> <p>それでは、これで閉会とさせていただきます。</p>

議事録署名者 議長

議事録署名者 委員

議事録署名者 委員

議長(会長) 16番 黒川 克輝 委員 17番 小池 智慧登 委員